

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	法人番号	申告区分
		事 業 年 度	平成 平成	年 年	月 月	日 日

## 所得金額に関する計算書

所得金額の計算				非課税所得の区分計算					
所得金額（法人税の明細書（別表4）の（34） 又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4） の2付表）の（43））	<1>	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期 末の従業者数	<32>	人
加 算	損金の額又は個別帰属損金額に算入した 所得税額及び復興特別所得税額	<2>					期末の総従業者数	<33>	人
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した 海外投資等損失準備金勘定への繰入額	<3>					外国から生ずる事業所得 （ <14> + <8> ） × <32> / <33>	<34>	円
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した 外国法人税の額	<4>					鉱物の掘採事業とを 通じて算定した所得	<35>	
非適格の合併等又は残余財産の全部分配 等による移転資産等の譲渡利益額	<5>					生産品の収入金額又は生産品の収入 金額から買鉱価格を差し引いた金額		<36>	
小 計	<6>					鉱産税の課税標準であるべき鉱物の 価額		<37>	
減 算	益金の額又は個別帰属益金額に算入した 海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	<7>					鉱物の掘採事業の所得 <35> × <37> / <36>	<38>	
	外国の事業に帰属する所得以外の所得 に対して課された外国法人税の額	<8>					備 考		
	外国の事業に帰属する所得に対して課 された外国法人税の額	<9>							
	特定目的会社又は投資法人の支払相当 の損金算入額	<10>							
	特定目的信託及び特定投資信託に係る利 益又は収益の分配の額の損金算入額	<11>							
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配 等による移転資産等の譲渡損失額	<12>							
小 計	<13>								
仮 計 <1> + <6> - <13>	<14>								
外国の事業に帰属する所得	<15>								
再 仮 計 <14> - <15>	<16>								
非 課 税 等 所 得	林業に係る所得	<17>							
	鉱物の掘採事業に係る所得	<18>							
	社会保険等に係る医療の所得	<19>							
	農事組合法人の農業に係る所得	<20>							
	小 計	<21>							
所得金額差引計 <16> - <21>	<22>								
繰越欠損金額等又は 災害損失金額の当期控除額	<23>								
債務免除等があった場合の 欠損金額等の当期控除額	<24>								
所得金額再差引計 <22> - <23> - <24>	<25>								
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費 の特別控除額	<26>								
農業経営基盤強化準備金積立額の 損金算入額	<27>								
農用地等を取得した場合の圧縮額の 損金算入額	<28>								
中部国際空港整備準備金積立額の 損金算入額	<29>								
再投資等準備金積立額の損金算入額	<30>								
合計 <25> - <26> - <27> - <28> - <29> - <30>	<31>								

## 第6号様式別表5記載要領

- 1 この計算書は、法第72条の23第1項ただし書の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第62条第2項若しくは第62条の5第2項の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項、第68条の57の2第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項若しくは第68条の65第1項の規定の適用を受ける法人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人が課税標準となる所得の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(43)）①」の欄は、法人税法第81条の8第4項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(43)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。
- 4 「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額<9>」の欄は、法第72条の24前段に規定する区分計算の方法によって事業税に係る所得計算をする法人が外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額を記載すること。
- 5 「外国の事業に帰属する所得」又は「非課税等所得」のある法人にあっては、外国の事業に帰属する所得の計算又は非課税等所得の計算に関する明細書を添付すること。